

⑦

福総文発第二千四百九十八号

平成元年十一月三十日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

議案の送付について

平成元年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定について
 - 二 議案第百三号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
 - 三 議案第百四号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 - 四 議案第百五号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例
- 例

- 五 議案第百六号 福生市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例
- 六 議案第百七号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第三号）
- 七 議案第百八号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

陳情第一一十五号

「在日韓国人の法的地位協定」再協議に関する陳情書

(趣旨)

現在、日本に居住している韓国人のほとんどは、日本で生まれた者によって占められ、住民として納税などの義務はもちろん、地域住民として善隣、友好を深め、地域社会の一員としての役割を担っています。

両国間の歴史的背景をその原因とし、このように居住するに至った韓国人が、日本社会でより安定した生活を営み、また、住民としてより積極的に地域社会の発展に寄与していくことは、本人のためにも、また、日本国(社会)の総体的な利益のためにも望ましいことと考えられます。

現在、韓国政府と日本政府の間で「在日韓国人の法的地位と待遇に関する協定」の再協議が行われていますが、この再協議の結果が、在日韓国人の将来の法的地位と待遇の内容を決定的に左右することになるというのが衆目の一致するところであります。

ついては、韓日間で現在進められている法的地位協定再協議において在日韓国人の法的地位と待遇について、より安定した内容のものとすることを求める意見を採択し、これを関係機関に提出されますようここに陳情いたします。

(理由)

一、一九六五年に締結された現行の法的地位協定は、「権利」ではなく「恩恵」であ

ります。

二、日本に居住するに至った歴史的背景と在日韓国人の九割以上が日本生まれの二・

三世であり、その定住性からして日本国民と同等の待遇を保障すべきであります。

三、日本政府は、「世界に貢献する日本」をスローガンに、世界第二位の経済力を基礎として世界平和と安全に寄与し、国際社会に建設的に貢献する方を模索し、国内ではこれに似合う日本社会の国際化と開放化を推進しているところであります。

現在、人権保障は国際社会で普遍化した価値として、一国の文明と先進の程度を計る尺度となっています。日本政府も国際人権規約や難民条約に加入し、人権の国際的保護という時代的要請に歩調を合わせようとしています。

このような観点から、在日韓国人問題の円満な解決は、国際社会への寄与を模索し、開放化・国際化を指向する日本政府と国民の真意を図る試金石であると指摘できます。

(陳情事項)

国に対して、法的地位協定の再協議においては、在日韓国人の居住実態に見合う安定した法的地位及び待遇について、以下の項目が実現されるよう強く求めてくださること。

一、子々孫々まで安定した法的地位を付与すること

* 協定永住権者の子及びその子孫

* 本来、協定永住権申請の資格を保持しながら、何らかの事情により申請していない者

* 法務大臣声明により一般永住が許可された者

二、すべての待遇を日本国民と同等にすること

三、就職差別の解消を図ること

* 地方自治体における職員採用時の国籍条項の撤廃

* 教員採用時の国籍条項の撤廃

* 企業の就職差別解消のための行政指導の強化

四、外国人登録法を改正すること

* 指紋押捺義務制度の廃止

* 外登証の常時携帯及び提示義務の廃止

* 刑事事罰規定の廃止

* 登録切替（確認）制度の画一的な切り替えは不要

五、退去強制条項を削除すること

六、再入国許可制度から適用除外すること

七、民族教育を制度的に保障すること

八、潜在居住者を抜本的に救済すること

平成元年十月五日

福生市福生五五四

在日本大韓民国居留民団

西東京西多摩支部

支団長

尹

鍾

壽

印

福生市議会議長

仲村清信殿

⑦

福総文発第二千四百三十二号

平成元年十一月十七日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 ⑧

昭和六十三年度事務報告書の正誤について

このことについて、別表のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

昭和63年度事務報告書正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
44	11中福生公園(仮称)新設事業の項 内容と成果の欄中	1,975.55㎡	1,975.33㎡
45	" "	22.8 ㎡	9.91 ㎡
188	ア 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の表 3歳児の項 補助金額の欄中	6,197,500	9,267,500
"	同表 4歳児の項 補助金額の欄中	18,854,500	28,748,500
"	同表 5歳児の項 補助金額の欄中	17,024,500	26,130,500
"	同表 計の項 補助金額の欄中	42,076,500	64,146,500
236	市道第1259号線改良事業用地の項 金額の欄中	505,693,231	503,695,231
"	計の項 金額の欄中	1,320,817,640	1,318,819,640
461	市長部局所轄施設改修工事及び修繕の表 地域防災倉庫設置追加工事の項 請負金額の欄中	1,492,000	1,469,000

福議発第二百四十七号

平成元年十一月三十日

福生市議会議長 仲村 信

殿

議案説明員の出席要求について

平成元年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 十二月七日(木) 午前十時
二場 所 福生市議会議場

写

福総文発第 2 4 9 9 号

平成元年 1 1 月 3 0 日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 印

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑤ 専決第八号

専決処分書

専決事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成元年十月三十日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑥

損害賠償額の決定について

福生市は、市道の通行者に係る事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金二十八万八千七百七十円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市加美平三丁目一五番地九

竹 嶋 洋 子

三 事故の概要

平成元年七月十日午後四時頃、福生市大字福生一一九八番地先、市道一二六〇号線（自転車歩行者専用道路）を通行中の竹嶋洋子氏に、同所で除草作業中の市職員の草刈機によりはね飛ばした小石が目にあたり、負傷を負わせた。

写

福監発第 27 号

平成 元 年 12 月 5 日

福生市長

石 川 彌 八 郎

殿

福生市議会議長

仲 村 清 信

福生市監査委員 持 田 力 ㊟

同 指 田 保 雄 ㊟

平成 元 年 10 月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検 査 日 11 月 29 日（水）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 元 年 10 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項。